3　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所（札幌市中央区北４条西20丁目１番28号）において行う。ただし、弁済の方法として、岩見沢市が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、岩見沢市の費用負担で振込送金する。
⑵　岩見沢市が本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった場合は、会社は、当該弁済金を、札幌法務局に供託する。
4　追加弁済
第２項による弁済後、新たに会社財産が発見され、これを会社が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した後も残額が生じた場合は、これを岩見沢市へ追加弁済する。岩見沢市への追加弁済後も残額が生じる場合は、第１項により岩見沢市への弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の金額に基づき按分計算によって算定した額を弁済する。この場合、前記弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は、失われるものとする。

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第５０１号

福島県いわき市好間工業団地１番地の17
清算株式会社　共立印刷株式会社
代表清算人　鈴木　和隆
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
⑴　清算株式会社共立印刷株式会社(以下「会社」という。)は、協定債権者に対し、第２項に定める初回弁済を行い、初回弁済と同時に、協定債権者より特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という。)以降に発生する利息及び遅延損害金の全額の免除を受ける。
⑵　会社は、第２項に定める初回弁済後、本協定認可決定確定日（以下「協定確定日」という。)から１年以内を目途に、換価可能な全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。)を終了させ、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権等」という。)に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資（以下「最終弁済原資」という。)として、第３項に定める最終弁済を行い、最終弁済と同時に、協定債権者は協定債権から既弁済額を控除した残債権の支払いを免除する。
2　初回弁済
会社は、各協定債権者に対し、協定確定日から１か月以内の日に、別表記載のとおり、協定債権額の34.0084％の金員を弁済する。初回弁済額は、その全部を債権元本に充当する。
3　最終弁済
⑴　会社は、初回弁済後、協定確定日から１年以内を目途に、全資産の換価を終了させるものとする。
⑵　会社は、全資産の換価が終了したときは、その時から１か月以内の日に、最終弁済原資をもって、最終弁済日に協定債権の残額を有する協定債権者に対し、最終弁済を行う。
最終弁済においては、最終弁済原資の金額に、第２項による初回弁済総額を加えた合計額を弁済することのできる金額として、各協定債権者に対する債権弁済額を改めて算定し、これから各債権者に対する第２項による初回弁済額を控除した残額を最終弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
4　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理事務所（福島県いわき市平字新田前６－２）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、福島地方法務局いわき支局に供託する。
5　追加弁済
第３項による最終弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、会社がこれを速やかに換価したうえ、その換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割当に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
別表（省略）

福島地方裁判所いわき支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号

北海道石狩市新港南２丁目715番地１
再生債務者　東明水産株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区南１条西11丁目327番地一条ビル２階　弁護士　朝倉　　靖
平成24年２月28日

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号

千葉県市川市北方３丁目23番21号
再生債務者　笠井　勇作
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年５月25日から平成24年６月１日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第１号

仙台市青葉区一番町４丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀１丁目５番１号
再生債務者　株式会社サンシティ
決定の要旨　平成24年２月８日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年２月29日

仙台地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第２号

北海道浦河郡浦河町荻伏町492番地の１
再生債務者　ファーマーズジャパン株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月27日まで
平成24年２月28日

札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第４号

滋賀県甲賀市信楽町長野1176番地
再生債務者　山金陶器株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年４月18日午前11時40分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月３日
平成24年２月28日　　大津地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号

福島県郡山市亀田１丁目45番22号
再生債務者　株式会社陰山組
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月28日　福島地方裁判所郡山支部

平成２０年（再）第２号

宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字谷津沢一番34番地の１
再生債務者　株式会社タイワコスミックミリュー
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月28日　福島地方裁判所郡山支部